## 只木ゼミ春合宿第4間検察反対尋問レジュメ

文責:4 班

## I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメでは、折衷説では犯人がその事実をたまたま知っていた場合には、全く同じ状況で同じ行為をしたのに因果関係がなくなるということもあることになると主張しているが、この点について弁護側はどう考えるか。
  - 2. 弁護レジュメ2頁27行目「条件関係をもとに行為当時一般人が予見可能であった事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎とし、因果関係の有無を検討する」とあるが、
- 10 行為者が特に認識していなかった事情でも、一般人が予見しえた事情であれば判断の基礎とすることになるので、行為当時に行為者が認識しえない事情を判断の基礎とするのは適切ではないという主張と矛盾するのではないか。
  - 3. 弁護レジュメ 3 頁 9 行目「X は第一行為を行った時点で A 死亡という結果が生じていると認識しておりその時点で第一行為の危険性は消滅している」とあるが、客観面から考
- 15 慮すべき行為の危険性を行為者の主観面から判断しているのではないか。

以上